

トラフグ(日本海・東シナ海・瀬戸内海系群) の資源管理について

令和3年11月
水産庁

目次

1. **トラフグの資源管理について**
2. **来年度以降の検討に向けて**
 - ・ **新たな資源管理について**
 - ・ **各地への説明及び漁業実態の聞き取りの実施状況**
 - ・ **来年度に向けた課題について**

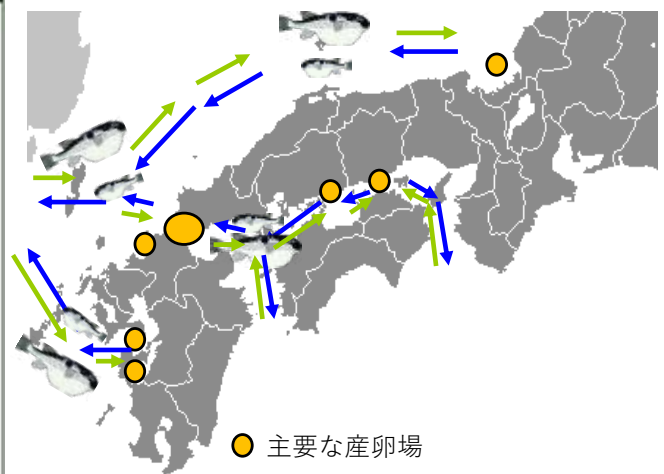
トラフグの資源管理について

2

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内系群の分布・回遊

- 本系群のトラフグは夏季に東シナ海・黄海で索餌回遊を行い、秋から春にかけて九州西・北岸～瀬戸内海～若狭湾などへ産卵回遊する。
- 内湾域で生まれた魚が成長に伴って外湾域の生育場へと移動する過程で複数の産卵場由来の魚が入り混じり、系群が維持されていると考えられる。

○トラフグ日本海、東シナ海、瀬戸内海系群



日本海や九州の発生群は日本海、東シナ海及び黄海へ移動。瀬戸内海の発生群は豊後水道以南、紀伊水道以南、日本海、東シナ海及び黄海へ回遊

3

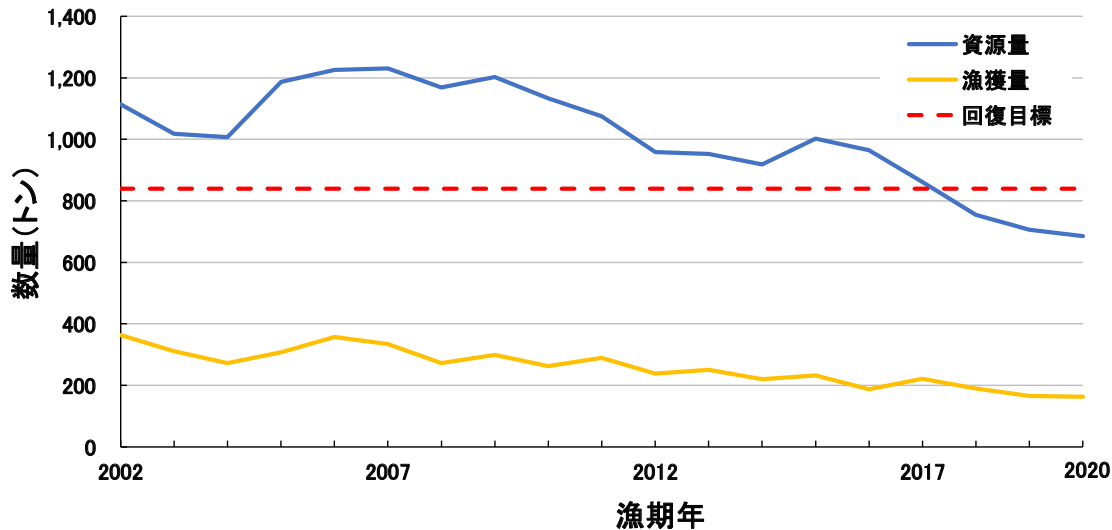
資源量と漁獲量の推移

- ・トラフグの資源量、漁獲量は、ともに**過去最低値**。（資源量685トン、漁獲量163トン）

＜管理目標※＞

2027年漁期を目途に資源量を**840トン**（2017年資源評価における2007～2016までの平均資源量）程度まで回復。

※2017年度トラフグ資源管理検討会議にて了承。

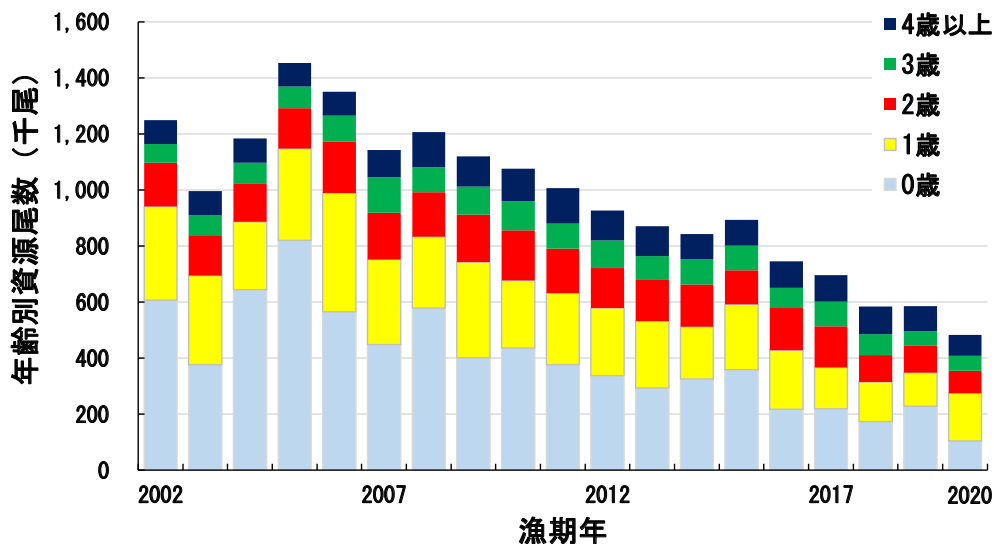


（データは2021年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価書より引用）

4

年齢別資源尾数

- ・2005年をピークに、全体の資源尾数は減少傾向。
- ・2020年の0歳魚の資源尾数は約10.4万尾（2010年の**約4分の1**）。
- ・今年の資源評価における再計算の結果、親魚（3歳及び4歳以上）も減少傾向（3歳：2010年の**約2分の1**、4歳以上：2010年の**約3分の2**）。
- ・今後資源の減少がさらに加速するおそれがある**危機的な状況**



（データは2021年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価書より引用）

5

資源量を左右する要素

資源量が増減する要素は主に4つ（加入、成長、漁獲、自然死亡）

資源量を増やす要素

- ・加入
生まれた魚のうち、初めて漁獲の対象になるまで生き残った数
- ・成長
成長によって増す重量

資源量を減らす要素

- ・漁獲
漁獲による死亡
- ・自然死亡
漁獲以外の要因による死亡

●資源量は資源を増やす要素と資源を減らす要素のどちらが大きいかで、増えるか減るかが決まる。

→資源が減少するのは、
加入と成長で増加する量を漁獲と自然死亡の量が上回るため

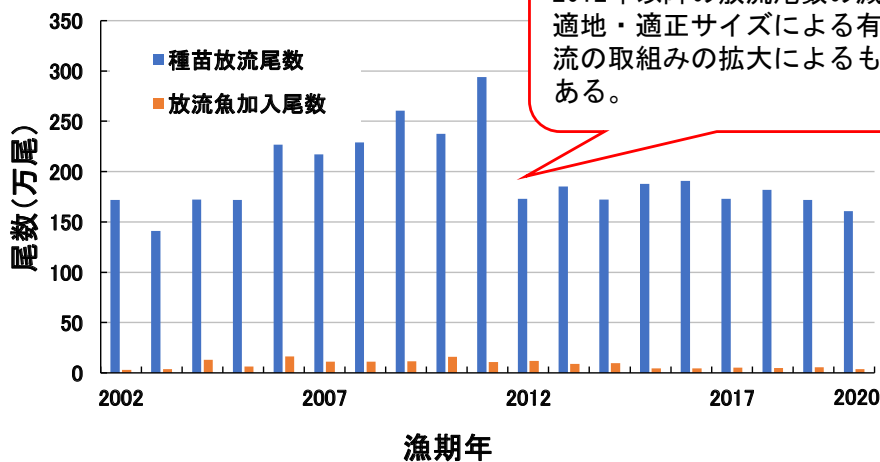
成長と自然死亡は環境要因に左右されることから、人為的にコントロールできる要素は「加入」と「漁獲」に絞られる。

6

種苗放流について（加入）

- ・2015年以降は、関係府県において、国の補助事業も活用し、九州・瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プランに基づき、放流尾数170万尾を目標に資源管理と連携した集中的な放流を実施。

・人工種苗放流尾数と放流魚の0歳魚加入尾数



2012年以降の放流尾数の減少は、適地・適正サイズによる有効放流の取組みの拡大によるものである。

種苗放流のみでの資源回復は難しいことから、漁獲の抑制が不可欠

7

獲り残しについて（漁獲）

- ・ 漁獲の対象である魚を獲り残すことによって期待される効果は、未成魚と成魚それぞれに異なっている。

未成魚の獲り残し

＜獲り残しの意味＞

- ・ 将来、親となる魚を増やすことが可能。
- ・ 価値の高いものとして将来漁獲することが可能。

＜期待される効果＞

- ・ 獲り控えた魚が産卵に参加する数年後から効果が出始める。
- ・ 同じ水揚げ数量でも漁獲尾数が低下する。

成魚の獲り残し

＜獲り残しの意味＞

- ・ 今いる親魚による産卵を増加させ、現在の加入の低さを速やかに補うことが可能。

＜期待される効果＞

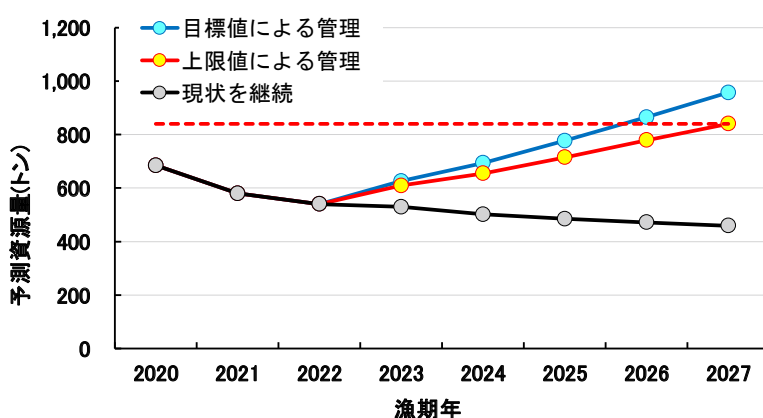
- ・ 魚がすでに成熟しているため、すぐ産卵に参加することができ、効果が早く現れることが期待される。

未成魚と成魚それぞれの獲り控えによる効果を考慮し、幅広い年齢で獲り残しに取り組む必要がある。

8

漁獲量の目標値（2021年度資源評価）

- ・ 2021年漁期のABCtarget（目標値）は**75トン**、ABClimit（上限値）は**92トン**であった。



回復目標
(840トン)

評価対象年 (当初・再評価)	管理基準	F値	資源量 (トン)	ABClimit (トン)	ABCtarget (トン)	漁獲量 (トン)
2020年漁期 (2021年再評価)	0.67Fcurrent	0.19	685	109	89	163
2021年漁期 (2021年再評価)	0.63Fcurrent	0.17	580	92	75	

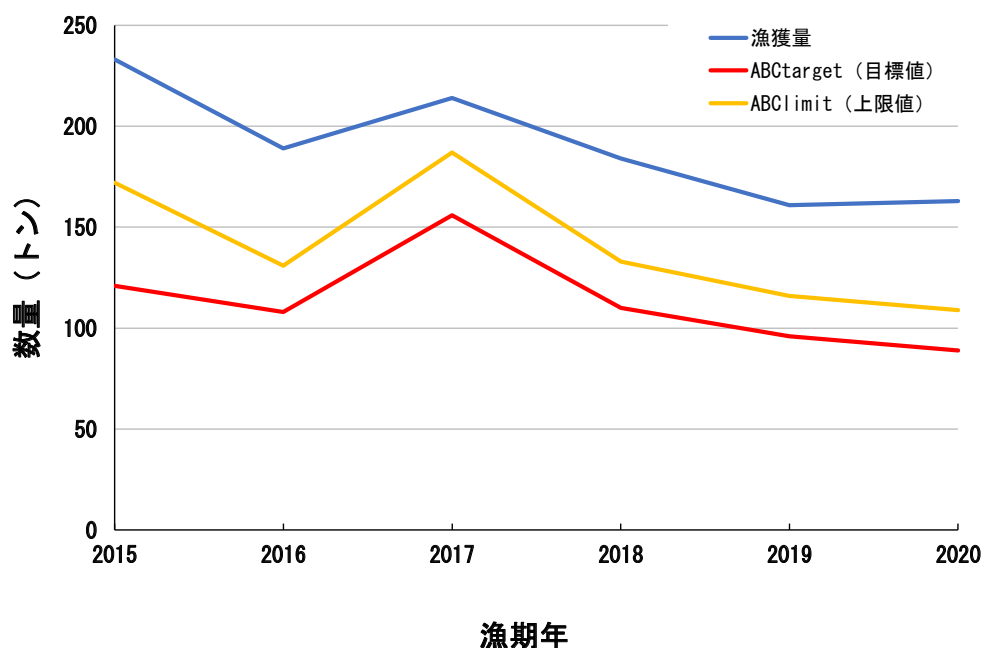
→2020年漁期は、ABCtarget（目標値）の**約1.8倍**漁獲している

(データは2021年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価書より引用)

9

漁獲量と漁獲目標（ABCtarget）の推移

- 2015年以降、目標値及び上限値以上の漁獲が続いており、過剰に漁獲圧がかかっている状況。



(漁獲量のデータは2021年度、各年のABCtarget及びABClimitはそれぞれ翌年度のトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価書より引用)

10

来年度以降の検討に向けて

- 新たな資源管理について
- 各地への説明及び漁業実態の聞き取りについて
- 来年度に向けた課題について

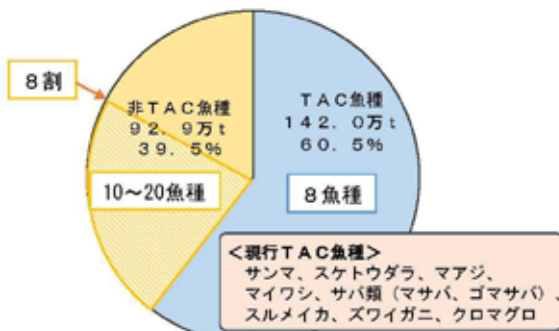
11

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大①）

- TAC魚種は、漁業種類別・海別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込むこと（「水産政策の改革について」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂）」）となっており、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めていく。
- このため、現行TAC8魚種に加え、漁獲量の多いものを中心に、資源調査・評価の進捗を踏まえ、優先的にMSYベースの資源評価に取組みTAC管理を行う資源を定めていく（令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割がTAC管理に）。

＜漁業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議＞
 漁獲可能量及び漁獲割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする。

【参考1：漁獲量における現行TAC魚種の割合】
 (H28～H30平均)



※ データ元：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
 ※ 漁獲量で漁獲される魚種、国際的な種名で管理される魚種（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、漁産は乳類は除く。

【参考2：漁獲量順位表（H28～H30平均）】

魚種	漁獲量 (t)	比率	累計	魚種	漁獲量 (t)	比率	累計
1 さば類★	520,743	22.2%	22.2%	19 べにずわいがに	15,112	0.6%	86.4%
2 まいわし★	466,844	19.9%	42.0%	20 おきあみ類	14,651	0.6%	87.0%
3 かたくちいわし	142,704	6.1%	48.1%	21 にしん	9,795	0.4%	87.4%
4 すけとうだら★	130,335	5.5%	53.7%	22 ひらめ	6,886	0.3%	87.7%
5 まあじ★	129,398	5.5%	59.2%	23 すずき類	6,654	0.3%	88.0%
6 さんま★	108,854	4.6%	63.8%	24 たちうお	6,648	0.3%	88.3%
7 ぶり類	108,147	4.6%	68.4%	25 さめ類	6,214	0.3%	88.5%
8 うるめいわし	74,885	3.2%	71.6%	26 はたはた	6,146	0.3%	88.8%
9 するめいか★	60,195	2.6%	74.2%	27 ちだい・きだい	4,961	0.2%	89.0%
10 しらす	54,849	2.3%	76.5%	28 このしろ	4,882	0.2%	89.2%
11 まだら	46,308	2.0%	78.5%	29 ふぐ類	4,774	0.2%	89.4%
12 かれい類	41,872	1.8%	80.2%	30 あかいが	4,181	0.2%	89.6%
13 たこ類	36,097	1.5%	81.8%	31 ずわいがに★	4,104	0.2%	89.8%
14 ほっけ	22,946	1.0%	82.8%	32 いさき	3,907	0.2%	89.9%
15 むろあじ類	21,359	0.9%	83.7%	33 あなご類	3,506	0.1%	90.1%
16 さわら類	17,059	0.7%	84.4%	34 くらだい・へだい	3,029	0.1%	90.2%
17 いかなご	15,850	0.7%	85.1%	35 にぎす類	2,902	0.1%	90.3%
18 まだい	15,287	0.7%	85.7%				

※現行TAC魚種は黄色ハイライト・星印

6

12

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大②）

- 漁獲量の多いものの中には、沿岸漁業、特に定置網漁業や底びき網漁業で多く漁獲されるものが含まれており、数量管理の導入に当たっては、想定外の大量来遊による漁獲の積み上がり等への対応や迅速な漁獲量の収集体制の整備などの課題の検討が必要となる。
- このため、新たなTAC管理対象候補資源については、現場の漁業者の意見を十分に聴き、必要な意見交換を行うこととし、専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会（仮称）」を水産政策審議会の下に設け、資源評価結果や水産庁が検討している内容について報告し、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえて論点や意見の整理をする。
- 同部会での整理を踏まえ、「資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）」を開催する。

検討の進め方

- TAC管理を検討する際には、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い、資源評価体制が整っている資源を「第1陣」とする。また、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源を「第2陣」とする。
- 下記の漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのものから、順次検討を開始する。この場合、漁業の実態を踏まえた実行可能性も考慮することとし、関係者との丁寧な意見交換を踏まえながら、TACによる資源管理の開始を目指していく。

第1陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い、資源評価体制が整っている資源

第2陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源

資源ごとに ①MSYベースの資源評価と管理目標と漁獲シナリオの提案

②上記部会での整理も踏まえ、ステークホルダー会合での意見交換の実施（その際、適切な管理手法も併せて検討）

令和2年度 特に資源評価体制が充実している資源から、可能なものについて、神戸チャートを公表
 令和3年度 特に資源評価体制が充実している資源
 令和4年度 上記以外の資源

令和3年度
 ~
 令和4年度

① 第1陣で先行的に検討を開始する資源に関連する資源や、限られた漁業種類において混獲ではなく主たる対象魚として漁獲されるもの
 ② 上記以外の資源

TACによる資源管理の開始

令和3年度～5年度

令和5年度

漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの（○内の数字は漁獲量の順位（平成28年～30年の平均漁獲量））
 第1陣 ③カタクチワシ、⑦ブリ、⑧ウルメイワシ、⑪マダラ、⑫カレイ類（ソウハチ、ムシガレイ、ヤナギムシガレイ、サメガレイ、アカガレイ、マガレイ）、⑭ホッケ、⑮サワラ、⑯マダイ、⑳ヒラメ、㉑トラフグ、○キンメダイ
 第2陣 ⑮ムロアジ類、⑰イカナゴ、⑱ベニズワイガニ、㉓ニギス

注：トラフグは「ふぐ類」の一部、キンメダイは「その他の魚類」の一部として集計。

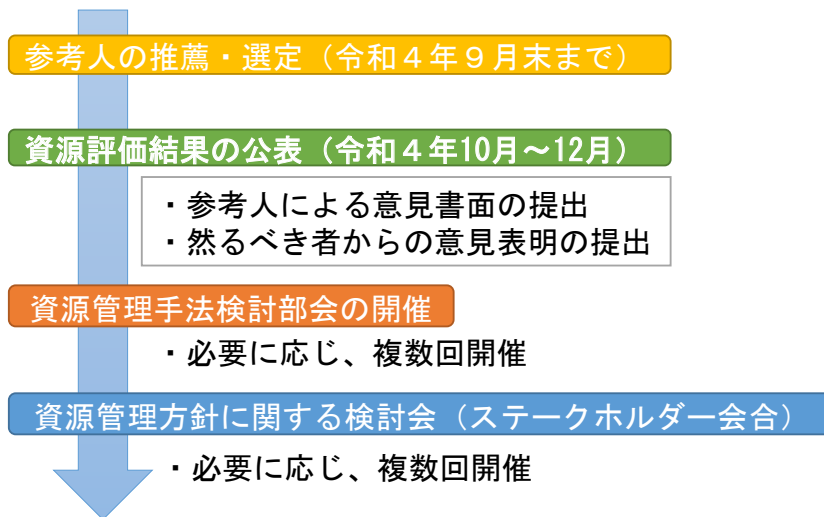
7

13

資源評価手法検討部会に関するスケジュール

- T A C魚種拡大に向けたスケジュールに基づき、資源管理手法検討部会での意見を述べる参考人の選定等を進める。（令和4年9月末までを想定）
- 部会長は、資源管理手法検討部会の開催までに、選定された参考人による意見書面の提出や然るべき者からの意見表明の提出を関係各所に依頼。（令和4年10月～12月を想定）

【イメージ（トラフグ）】



14

来年度以降の検討に向けて

- ・ 新たな資源管理について
- ・ 各地への説明及び漁業実態の聞き取りについて
- ・ 来年度に向けた課題について

15

各地への説明及び漁業実態の聞き取りの実施状況（令和3年11月時点）

- 令和3年度において、以下の都道府県で新たな資源管理に関する説明、漁業実態の聞き取り及び意見交換を実施。
 - 令和3年7月：福岡県
 - 令和3年10月：長崎県、山口県
 - 令和3年11月：大分県、愛媛県
- 本会議以降も引き続き実施予定。

【主な御意見】

- 若い漁師が船を下りる例が増えている。これ以上水揚げが減ると、さらに船を下りる漁師が増えてくる。資源が回復したときに若い漁師がどれだけ残っているかが不安。その中で話し合いながら、自分たちでできる努力はしてきた。これ以上どうしたらよいのか。
- TACの設定に向けて、新たな資源評価結果が出てからというが、現実として厳しい数字が出てくる。漁獲シナリオの調整ができるというが、やりくりできない量が出てくることは予想される。何とかなるといった楽観論だけでなく、厳しい現実があることも説明して欲しい。
- 減船等できるか、状況によっては考えなければならないが、魚種・業種の転換をするときに転換先の魚種・業種に限界があったり、漁場がなかったり逃げ道がない場合もある。厳しい漁獲量制限をやっている間にマーケットが置き換わり、資源回復後、売れないという状況となることも考えられるので、マーケットも見ながら考える必要がある点は、要件として考えておいて欲しい。

など 16

各地への説明及び漁業実態の聞き取りの実施状況（令和3年11月時点）

【主な御意見】

- 今までの資源管理への取組についても評価して欲しい。
- TACありきではなく、漁業者の意見や経営状況も見て考えて欲しい。漁業者が漁業を続けられる施策を考えて欲しい。
- 以前獲れていた漁場にトラフグがない。環境変化などで漁場が移動しているのか知りたい。
- トラフグの価格が下がった時や収入減少に対する支援策を考えて欲しい。
- トラフグの養殖と天然の取扱量について調べて欲しい。
- 協議会で禁漁、針の制限、体調制限などに取り組んでいる。更なる負担（管理強化）は困難。水産庁には漁業者の取り組みを後押しする政策をお願いしたい。
- 以前から20cm未満のフグの再放流に取り組んでいる。他の地区でも自主放流という形で10~12cmの放流に取り組んでいるが、トラフグの再放流サイズを決めていない。他の県でも再放流サイズを引き上げるように水産庁から働きかけて欲しい。
- コロナの影響について、需要の減少や魚価の下落で、早く切り上げたり、他の漁業に切り替えたりした漁業者もいる。
- 規制をするにしても枠が厳し過ぎてはいけない。補助をしてくれればありがたい。
- 規制するにしても、経営が苦しくならないようにして欲しい。

など

17

● なぜTAC管理拡大を議論するのか

現在、トラフグは過剰漁獲の状態にあることから、今後、資源管理の取り組みの強化が必要。今後、実施を検討するTAC管理は、目指すべき目標を科学的根拠に基づき明確に定めるため、効率的に資源回復を図ることができる。

● TAC管理の目的について

TAC管理導入の目的は、適切な水準に資源を回復させることにより、中長期的に漁獲量を増やすこと。仮にTAC管理を行う場合、トラフグは資源が減少しているため、一時的に厳しいTACが設定されるが、資源の回復に伴い漁獲枠も増えていくこととなる。

18

来年度以降の検討に向けて

- ・ 新たな資源管理について
- ・ 各地への説明及び漁業実態の聞き取りについて
- ・ 来年度に向けた課題について

19

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の 更なる資源管理の推進への課題

【資源の概況】

- ・トラフグの資源量と再生産成功率は、資源評価が始まって以来の最低値。過剰漁獲の状態。
- ・いずれも2005年以降低下傾向が現在まで続いている。
- ・瀬戸内海の産卵場における産卵率が非常に低い状態にある。

【資源評価・調査の現状】

- ・資源評価結果が当初評価、再評価、再々評価で大きく変動する。
- ・産卵場由来の把握、産卵回帰の実態に明らかでない部分が残されている。
- ・漁業者(特に外海)の感覚と、資源評価結果が乖離している。

【資源管理措置の現状】

- ・各地で資源管理の取組が実施されているものの、**資源回復の効果が得られる状況にはなっていない。**
- ・特に瀬戸内海では、地区ごとに管理の取り組みの深掘りを進めてきたものの、近隣県との足並みが**揃っていない。**

20

【資源管理体制の現状】

- ・詳細な漁獲情報を始め、必要な情報が関係者全体に共有されていない。
- ・資源評価結果・調査結果に対する関係者の理解の醸成が進んでいない。
- ・地域によっては、当事者の参加を促す体制づくりが遅れている。

【検討すべき課題】

漁業者

- ・体長制限の設定・引上げ
→○cm未満は再放流
→Xcm未満は▲トンまで
- ・**数量管理に関する議論への参加、資源評価への理解及び協力**

など

行政

- ・各地を訪問し、所要の説明及び漁業実態についての聞き取り等
- ・検討会、作業部会への参加者の充実
- ・**新たな資源管理に係る関係者への理解の醸成**

など

研究

- ・現在の環境下での目指すべき目標の設定
- ・漁業者の感覚との乖離を埋める調査
- ・**MSYベースの資源評価に係る関係者への理解の醸成**

など

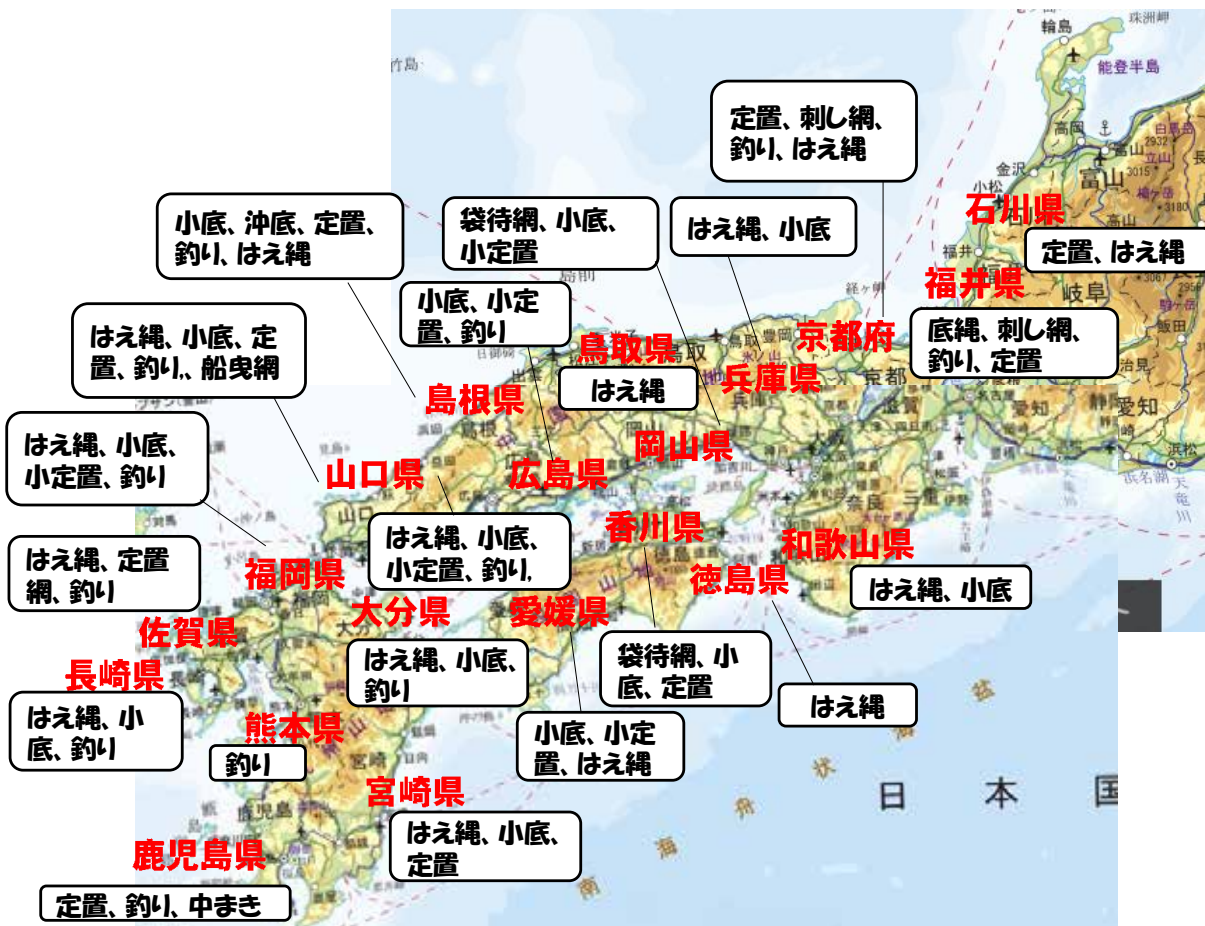
共通

- ・MSYベースの資源評価に基づく資源回復目標の設定及びその後の**数量管理の準備**
- ・現行の取組の更なる高度化
- ・漁獲情報収集の充実(混獲による漁獲、相対取引) など

21

(参考資料)

各府県の漁法について



府県別の主な漁法と近年の漁獲量

- 日本海側では、はえ縄や一本釣りが主な漁法。1歳以上が漁獲の中心。
- 瀬戸内海側では、小底、袋待網等、網漁具が多い。
全体の漁獲量は少ないが、漁獲物に占める割合が最も高いのは0歳魚。

単位(トン)

漁期年	秋田	山形	石川	福井	京都	鳥取	島根	山口 (日本海)	福岡	佐賀	長崎	熊本	鹿児島	有明海** (0歳魚)
2016	5	—	6	6	2	2	3	34	54	2	14	7	1	2
2017	5	—	5	5	3	1	4	49	70	4	16	8	1	3
2018	5	—	5	6	2	1	5	52	40	3	19	8	0	2
2019	7	—	5	6	2	2	3	32	47	2	14	8	0	1
2020	3	2	2	5	1	2	3	35	45	1	9	12	1	1

漁期年	宮崎	大分	愛媛	山口 (瀬戸内海)	広島	岡山	兵庫 (瀬戸内海)	香川	徳島	和歌山	合計
2016	1	9	12	12	2	2	2	9	0	0	188
2017	1	11	13	11	2	3	2	7	0	0	222
2018	1	10	13	8	1	2	2	5	0	0	190
2019	1	9	13	7	1	2	2	3	0	0	166
2020	*1	11	*11	8	*2	*1	*3	3	*0	*0	*163

* 概数値

** 福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県の漁獲量の合算。

(データは2021年度トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価書より引用)

都道府県での取組状況①

地域	府県	漁業種別	主催者	漁獲量(漁業種別・地区別、府県別) 単位:トン												取組についての記載 (令和2年度)						
				漁期												取組内容	取組内容の実施状況	取組の問題点	取組の改善点	今後の取組		
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						漁業種別 府県別 2016	漁業種別 府県別 2017
九日野	秋田県	定置網	日本海(秋田県沿岸)													2.2	500g以下の小型魚再放流(一部地区の漁業者の自主規制)	小型魚の再放流を実施(一部地区)	漁業管理は一部地区の漁業者の自主規制にとどまる	取組の波及	県で実施する種苗放流及び放流幼魚調査等に基づく資源管理の検討	
九日野	秋田県	釣り・ほえ網	日本海(秋田県沿岸)													3.3	300g以下の小型魚の再放流、採捕期間の限定(一部地区の漁業者の自主規制)	小型魚の再放流を実施、採捕は10月開始予定(一部地区)	漁業管理は一部地区の漁業者の自主規制にとどまる	取組の波及		
九日野	秋田県	その他(さし網・底びき等)	日本海(秋田県沿岸)													0.1	なし	なし	なし	なし	なし	
九日野	山形県	小型定置網	日本海(山形県沿岸)													0.1	0.1	小型魚の再放流(自主規制)	同左	漁業者組織に加入していない漁業者も含めた規制の設定を求めている意見がある。	なし	現状の取組を継続
九日野	山形県	ほえ網	日本海(山形県沿岸)													1.4	1.4	漁業者組織による採捕期間の自主設定、種苗放流、小型魚(700g以下)の再放流	同左	なし	なし	
九日野	山形県	その他	日本海(山形県沿岸)													0.1	0.1	なし	なし	なし	なし	
九日野	石川県	定置網	日本海(石川県沿岸)													2.7	2.7	主漁期(3月下旬、4月)に網敷×10日間以上の網掛け休漁(県内一部)	主漁期(3月下旬、4月)に網敷×10日間以上の網掛け休漁(県内一部)	なし	なし	現状の取組を継続
九日野	石川県	ほえ網	日本海(石川県沿岸)													4.2	4.2	西海支所:全長30cm以下再放流、操業解禁日(11月1日)設定、禁漁区設定(約3km2)、種苗放流(97万尾、全長20cm以下再放流、種苗解禁日(11月1日)設定、漁業制限(針数800本以下、網)	同左	なし	なし	西海支所のみ理林の取組を多数の自治体と連携し、産卵期(種苗放流)を尾)
九日野	石川県	その他	日本海(石川県沿岸)													1.6	0.2	なし	なし	なし	なし	なし
九日野	福井県	ほえ網	若狭湾													0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九日野	福井県	さし網	若狭湾													0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
九日野	福井県	釣り	若狭湾													4.5	5.3	5.3	5.7	5.3	5.3	5.3
九日野	福井県	定置網	若狭湾													5.4	4.3	4.9	6.0	6.0	6.0	6.0
九日野	福井県	底びき	若狭湾													0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
九日野	京都府	大型定置網	京都府海城													2.3	2.4	1.7	1.4	1.4	1.2	
九日野	京都府	小型定置網	京都府海城													0.2	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	
九日野	京都府	その他の漁業	京都府海城													0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
九日野	鳥取県	ほえ網	鳥取県沖合													1.5	1.3	0.9	1.4	1.2	1.8	
九日野	鳥取県	その他	鳥取県沖合													0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	
九日野	鳥取県	沖底	鳥取県～山口県(鳥取県沿岸)													2.2	3.1	3.1	1.5	1.5	1.8	
九日野	鳥取県	小底	日本海(鳥取県沿岸)													0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
九日野	鳥取県	定置網	日本海(鳥取県沿岸)													0.5	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	
九日野	鳥取県	釣り・ほえ網	日本海(鳥取県沿岸)													0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
九日野	鳥取県	その他	日本海(鳥取県沿岸)													0.3	0.2	0.7	0.3	0.3	0.4	

都道府県での取組状況④

地域	府県	漁業種別	主漁場	漁期												漁獲量(漁業種別・地区別、府県別) 単位:トン						取組についての記載 (令和2年度)																			
				遡期						主漁期						漁業種別 2016	府県別 2016	漁業種別 2017	府県別 2017	漁業種別 2018	府県別 2018	漁業種別 2019	府県別 2019	漁業種別 2020	府県別 2020	取組内容	取組内容の実施状況	取組の留意点	取組について 今後の改善点	今後の取組											
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																2016	2017	2018	2019	2020	2016	2017	2018	2019	2020	
瀬	山口県	はえ網(徳山支店)	防波堤～伊予灘															120		11.7		7.7																			
瀬	山口県	はえ網(床波支店)	防波堤																																						
瀬	山口県	はえ網(平生支店)	伊予灘～広島湾																																						
瀬	山口県	はえ網(堂津支店)	伊予灘～広島湾																																						
瀬	山口県	はえ網(上関支店)	伊予灘～広島湾																																						
瀬	山口県	はえ網(宮園支店)	伊予灘～広島湾																																						
瀬	山口県	小底(川生支店)	防波堤																0.1		0.1																				
瀬	山口県	小底(宇都地区各支店)	防波堤																																						
瀬	山口県	小底(定置網)	防波堤																																						
瀬	山口県	小底(定置網)	山階小野田市、厚狭川河口付近																0.04																						
瀬	山口県	その他(釣り、一般遊漁)	厚狭川河口付近																																						
瀬	山口県	ひっかき釣り	山口県瀬戸内海																																						
瀬	徳島県	はえ網	紀伊水道																0.1		0.1																				
瀬	香川県	袋待網(込網)	備讃瀬戸																																						
瀬	香川県	袋待網(込網)	備讃瀬戸、播磨																																						
瀬	香川県	小底(ひき網)	香川県海城																																						
瀬	香川県	定置網	香川県海城																																						
瀬	愛媛県	小底	綠灘																																						
瀬	愛媛県	小底	伊予灘																																						
瀬	愛媛県	小底(定置網)	西条地先																																						
瀬	愛媛県	小底(定置網)	布刈瀬戸																																						
瀬	愛媛県	はえ網	伊予灘																																						
瀬	愛媛県	はえ網	伊予灘、宇和港																																						
瀬	愛媛県	はえ網等	宇和港																																						
瀬	福岡県	小底等	豊前港																																						

都道府県での取組状況⑤

流域	府県	漁業種別	主漁場	漁期												漁獲量(漁獲種類・地区別、府県別) 単位:トン												取組についての記載 (令和2年度)				
				漁期						主漁期						2016		2017		2018		2019		2020		取組内容	取組内容の実施状況	取組の問題点	取組について今後の改善点	今後の取組		
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	府県別	漁業種別	府県別	漁業種別	府県別	漁業種別	府県別	漁業種別	府県別	漁業種別							
瀬	大分県	一本釣り	豊後灘															0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	全長20cm以下再放流	県内で取り組まれている。	現在の取組の中で問題は出ていない。	取組を実施する際、問題点は起きていないため改善は考えていない。	取組の取組の周知徹底を図る。			
瀬	大分県	はえ網	豊後灘															2.8	5.8	2.7	1.2	2.1	2.1	2.1	全長20cm以下再放流、トラフグを主目的とする漁業を禁止する期間の設定(4月1日～8月19日)、禁漁区画設定							
瀬	大分県	小底	豊後灘															0.4	0.3	0.3	0.3	0.1	0.3	0.1	全長20cm以下再放流							
瀬	大分県	その他	豊後灘															0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	全長20cm以下再放流							
瀬	大分県	一本釣り	豊後水道															4.7	5.0	5.2	4.0	5.5	5.5	5.5	全長20cm以下再放流	県内で取り組まれている。	現在の取組の中で問題は出ていない。	取組を実施する際、問題点は起きていないため改善は考えていない。	取組の取組の周知徹底を図る。			
瀬	大分県	はえ網	豊後水道															0.5	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	全長20cm以下再放流、トラフグを主目的とする漁業を禁止する期間の設定(4月1日～8月19日)、禁漁区画設定							
瀬	大分県	小底	豊後水道															0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	全長20cm以下再放流							
瀬	大分県	その他	豊後水道															0.2	0.1	2.4	0.2	0.3	0.3	0.3	全長20cm以下再放流							
瀬	宮崎県	はえ網	日向灘															1.1	0.7	0.6	0.8	1.0	1.0	1.0	5月～8月の休漁、4月に漁獲されたトラフグの全数放流、全長15cm以下の再放流	5月～8月の休漁、4月に漁獲されたトラフグの全数放流、全長15cm以下の再放流 特になし	5月～8月の休漁、4月に漁獲されたトラフグの全数放流、全長15cm以下の再放流 特になし	特になし	現在の取組の周知徹底を図る。			
瀬	宮崎県	その他(定置、小底他)	日向灘															0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	全長20cm以下再放流							

相互扶助漁獲支援事業

水産庁管理調整課

◆九州・日本海西海域におけるトラフグ漁業の場合

【有明海】の特徴

- 全長30cm未満の未成魚が漁獲の中心サイズ
- 釣りが主な漁法
- 長崎県、福岡県などで漁獲される
- 再放流ルールの設定はなし

【外海】の特徴

- 全長30cm以上が漁獲の中心サイズ
- はえ縄が主な漁法
- 福岡県、長崎県、山口県などで漁獲される

仮に、同じ水揚げ金額を得るために漁獲する尾数と資源への影響を比較すると…？

【有明海】の漁業

- 小型で単価が安いいため、数多く漁獲する必要がある
- 水揚げ金額あたりの漁獲が**資源へ与える負荷がより強い**

【外海】の漁業

- 小型魚に比べて少ない尾数を漁獲する
- 水揚げ金額あたりの漁獲の負荷は、小型魚よりも弱い

小型魚の生き残りが増えると…

- より価値の高いサイズになる魚が増える
- 有明海で生き残る数が増えると、外海へ回遊していく魚が増加していく

そこで、小型魚を保護するために、こんな仕組みをご提案します！

【有明海】

現状(例)：
すべて漁獲/全長30cm未満放流
(目標設定)
・漁獲削減
・放流サイズ引き上げ

取組実施：
・漁獲削減
・再放流

水揚げが減るのは困る…

取組みを継続できそう！

取組の永続化

【外海】

(とも補償) (国庫補助) 補助を追加

小型魚放流に 対して補助 (補助率1/2)

小型魚保護の取組を支えよう！

売上げの一部

＜事業の趣旨＞

- ・ 従来と同レベルの放流尾数であっても、小型魚の保護を目的に現行よりも厳しい管理措置を導入できれば、資源回復への効果が高まることが考えられる。
- ・ 一方で小型魚の保護は将来的に大型魚の増加につながり、大型魚を漁獲する漁業者がその利益を受けると考えられる。
- ・ 大型魚を漁獲する漁業者が行う「とも補償」を補助し、小型魚を漁獲する漁業者に対し放流した小型魚の尾数に応じて、一定の割合で支援するもの。

・トラフグ資源管理検討会議設置要領

第1 趣旨

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群(以下「トラフグ資源」という。)は、府県の区域を越えて回遊し、20府県にわたり、はえ縄、小型底びき網、定置網及び釣りなど様々な漁業種類により漁獲され、高額で市場取引される漁業上の重要資源である。しかしながら、近年の資源水準は低位、資源動向は減少と評価されており、現状のままの漁獲と人工種苗の放流が継続された場合、資源量は減少し続けると推定されているが、放流種苗を効果的に資源に添加することに加えて、更なる漁獲圧の削減を行うことによって急速な資源回復の実現が可能であることが指摘されている。このような現状を踏まえ、資源管理のあり方検討会取りまとめ(平成26年7月)において、関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、資源管理措置について検討し、関係者が統一的な方針の下で資源管理に取り組むべきこと等が提言されたことを受け、具体的な資源管理の取組を検討するためトラフグ資源管理検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

第2 検討会議の目的

検討会議は、トラフグ資源の回復を図るため、トラフグ資源の漁獲、種苗生産、試験研究及び市場・流通等に関係する者が参集し、情報共有、意見交換等を行うことにより具体的な資源管理措置を検討し、実態を踏まえた効果的かつ広域的な資源管理の取組を促進することを目的とする。

第3 検討会議の構成等

1 検討会議は、以下に掲げる機関等に所属する者をもって構成する。

- ① トラフグ資源の漁獲実績を有する府県の漁業者団体、行政及び試験研究機関であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
- ② トラフグを取り扱う市場・流通関係団体であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
- ③ 全国漁業協同組合連合会
- ④ 公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会
- ⑤ 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- ⑥ ①又は②の機関等が所在する市町村であって、検討会議の趣旨・目的に賛同するもの
- ⑦ 水産庁

31

2 検討会議は、必要があると認めるときは、1以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 検討会議の事務局は、水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室において行う。

第4 検討会議の運営

1 検討会議は、事務局が第2の機関等と協議し、年1回以上開催する。

2 検討会議の議事進行及び取りまとめは、事務局が行う。

第5 作業部会

1 検討会議には、日本海中西部海域、九州・山口西方海域、瀬戸内海海域及び有明海海域ごとに海域別の作業部会を置く。

2 海域別の作業部会は、当該海域を地先海面とする府県に関係する第3の1の者により構成する。ただし、3の課題を検討するために必要な場合、当該海域と異なる海域を地先海面とする府県を含む構成とすることができる。

3 海域別の作業部会は、次に掲げる課題の具体的検討を行い、その状況について、事務局を通じ、検討会議に報告する。

- ① 未成魚漁獲抑制(再放流を含む)、② 成魚保護、③ 産卵場・成育場保全
- ④ 種苗放流

4 海域別の作業部会には、3の課題ごとの幹事府県を置き、必要に応じて副幹事府県を置くことができる。

5 それぞれの幹事府県は、海域間の情報共有に努めるとともに、複数海域の合同による作業部会(以下「合同作業部会」という。)が必要と認めるときは、事務局と協議調整し、合同作業部会を開催することができる。

6 海域別の作業部会に関する連絡調整は、日本海中西部海域については水産庁境港漁業調整事務所が、九州・山口西方海域及び有明海海域については水産庁九州漁業調整事務所が、瀬戸内海海域については水産庁瀬戸内海漁業調整事務所が、それぞれ行う。

第6 広域漁業調整委員会との連携

検討会議は、具体的な資源管理の取組の検討状況について、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に報告し、有機的に連携する。

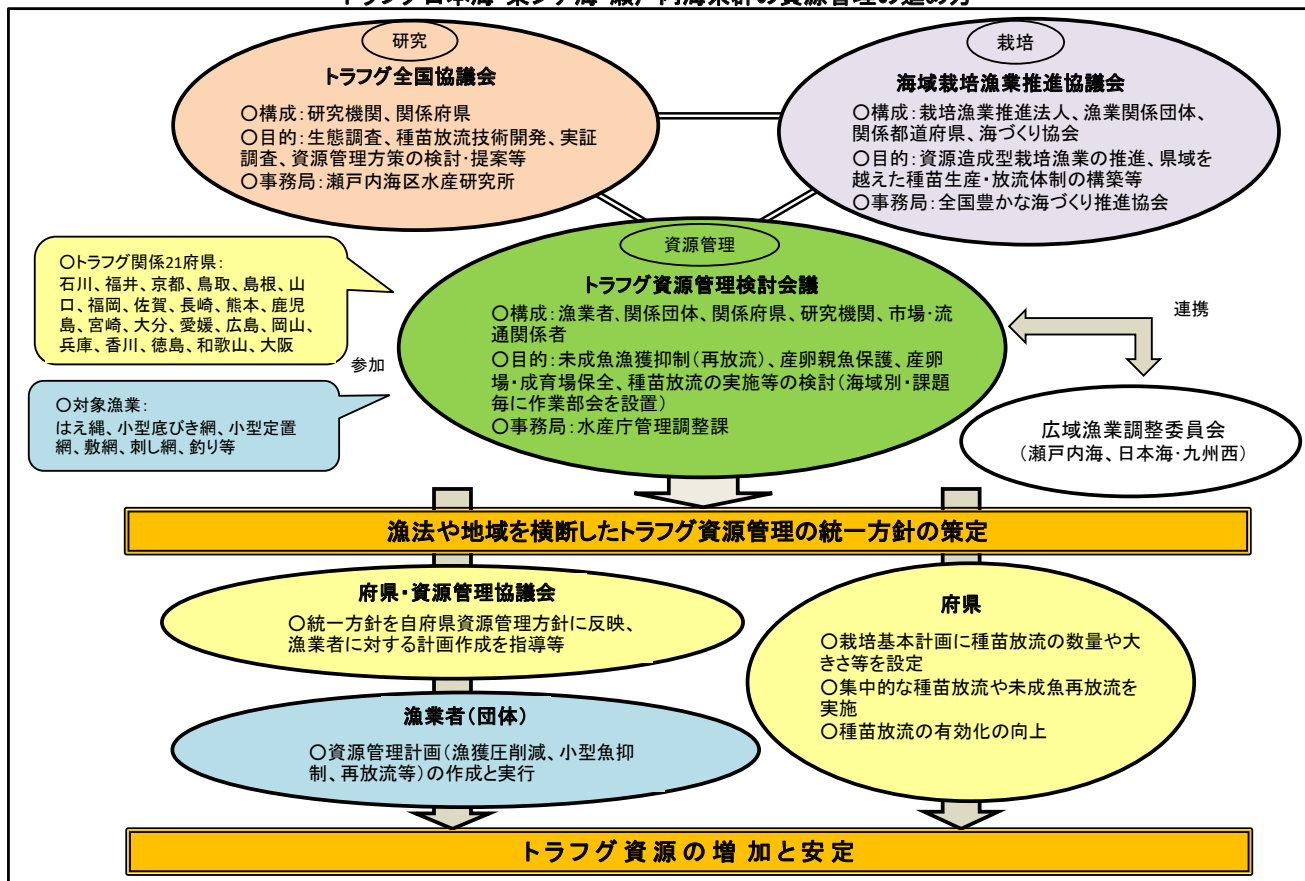
第7 その他

1 検討会議は原則として公開とする。

2 本設置要領に規定のない事項については、事務局は第3の1の構成員と協議し、その取扱いを決定する。

32

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源管理の進め方



33

海域別・課題別作業部会構成表

海 域	府 県	未成魚漁獲抑制(再放流含む)	種苗放流 (広域プラン)	成魚保護	産卵場・成育場保全
日本海中西部	石川県			○	○
	福井県			課題幹事県	課題幹事県
	京都府			○	○
	鳥取県			○	○
	島根県	○		○	○
九州・山口西方海域	山口県	○	○	○	○
	福岡県	課題幹事県	○	課題幹事県	課題幹事県
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	○	課題幹事県	○	○
	熊本県	○	○	○	○
	鹿児島県	○	○		
瀬戸内海	宮崎県	○			
	大分県	○	○		
	福岡県	○	○	○	○
	愛媛県	○	○	○	○
	山口県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	広島県	○	○	○	○
	岡山県	○	○	○	○
	兵庫県	○	○	○	○
	香川県	○	○	○	○
	徳島県	○	○		
	和歌山県	○	○		
大阪府	○	○	○	○	
有明海	福岡県	○	○	○	○
	佐賀県	○	○	○	○
	長崎県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県	課題幹事県
	熊本県	○	○	○	○

34